

- (4) 解散・合併又は営業の全部もしくは重要な部分の譲渡をしたとき。
- (5) その他、上記各号の一に準ずる事由があったとき。

第6条（守秘義務）

この業務を通して知り得た情報は、甲乙共に、第三者に無断で知らしめることをしてはならない。

第7条（再委託）

乙は、甲の書面による許諾を得た場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

第8条（特定個人情報等の取扱い）

乙は、甲から提供された個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という）について適切に取扱うものとする。

第9条（情報管理）

1. 乙は甲に係る特定個人情報等の情報を各種手続業務等において必要な場合を除き、施設外に持出してはならない。
2. 乙は甲に係る特定個人情報等を第1条に定める範囲内で利用することができる。
3. 乙は甲に係る特定個人情報等を加工または改変してはならない。
4. 乙は乙の従事者に対して情報管理についての教育を1年に1回以上は実施するものとする。
5. 前各号のほか、必要な事項は別途「特定個人情報等の取扱いに関する覚書」に定める。

第10条（委託契約終了後の情報の返還・消去）

1. 本契約が終了したとき、又は甲からの要求を受けたとき、乙は本業務に関連して甲から提供された書類、図面、各種情報などの一切の情報及びその複写・複製等の全てを速やかに甲へ返還するものとする。
2. 乙は委託契約終了にあたって、パソコンその他ネットワーク上における情報は速やかに消去しなければならない。

第11条（定期監査）

1. 甲は、乙の許可を得た上、乙に対して定期的に情報管理の方法や体制等について監査を行うものとする。
2. 前項における監査において、甲は乙に対して情報が漏えいすることがないように対策を講じるよう指図することができる。乙は、その改善に向けて迅速に対応しなければならない。

第12条（損害賠償）

1. 甲は乙が本契約に違反をした場合には、損害賠償を請求することができる。
2. 乙の責任により損害が発生した場合には、第3条に定める委託料の限度（〇ヵ月分）で損害賠償を行う。

第13条（その他）

本契約に定めがない事項については、その都度、甲乙による話し合いによって決定する。

本契約の成立を証するため、甲乙記名押印のうえ1通を作成し、甲が原本を保管し、乙は写しを保管する。

年 月 日

甲 印

乙 印

※赤字の部分をご自身に合わせて適宜変更してください